

名古屋市告示第645号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
社会福祉法人名古屋総合リハビリテーション事業団 名古屋市瑞穂区彌富町字密柑山 1番地の 2	熱田区障害者基幹相談支援センター 名古屋市熱田区新尾頭二丁目 2番 7号	一般相談支援 特定相談支援	2331100210	令和 6年 9月 1日
		障害児相談支援	2371100203	
合同会社ロピタル・リセ 名古屋市名東区よもぎ台三丁目 211番地の 1	相談支援リセ 名古屋市名東区社台三丁目 177番地	特定相談支援	2338000306	令和 6年 9月 1日
		障害児相談支援	2378000307	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課